

「秋田へGo!」秋田を旅しようキャンペーン あきたびクーポン加盟施設募集要項

1 クーポンの概要

(1) クーポンの目的

宿泊事業者や観光関連事業者等を支援するため、秋田県への来訪を目的とした旅行者（感染状況に応じて変動あり）を対象に、旅行期間中に使用できるクーポン券等を発行し、観光需要を喚起することを目的とする。

(2) クーポンの概要

- | | |
|----------|--|
| ①名称 | あきたびクーポン（以下「クーポン」という。） |
| ②発行者 | 秋田県 |
| ③発行券種 | <u>電子クーポン：券種 1,000 円、2,000 円 2 種類</u> |
| ④有効期間 | <u>キャンペーン開始(令和 5 年 1 月 10 日)からキャンペーン終了まで
(予算が無くなり次第)</u> |
| ⑤配付方法 | 「秋田へGo!」秋田を旅しようキャンペーンに加盟登録を行った宿泊施設、旅行会社が電子クーポンアクセスカード（あきたび電子クーポン）を旅行者に配付 |
| ⑥利用可能エリア | 秋田県内 |
| ⑦利用可能店舗 | 事務局の登録を受けた店舗 |
| ⑧給付額 | 1 人 1 泊（日帰りは 1 回）あたり <u>2,000 円を上限とする</u> |

(3) クーポン取扱いに関する留意事項

- ・クーポンは物品の販売又は役務の提供などの取引に利用できる。
- ・クーポンと現金の交換はできない。
- ・クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りを出すことはできない。
- ・クーポンによる支払いで不足する分は現金等で受け取ること。
- ・クーポンを利用し購入した商品又はサービスの返品の際の返金はできない。
- ・クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、事務局で責任は負わない。
- ・電子クーポン券の利用に当たり、二次元バーコードの読み込みができる環境にあること。（※携帯電話の電波が届く場所であること又は wi-fi 等での対応ができる環境にあること。）
- ・クーポンの換金精算において、電子クーポン券の利用者が精算を出来ない場合は、登録施設において、利用者に代わり電子クーポン券の精算処理を行う。（※精算処理の実施に当たり、加盟施設においてスマートフォン等の読み取り端末を準備すること。）

(4) クーポン利用対象にならない商品

- A 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- B 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、飲食店等が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- C たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- D 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- E 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- F 会費、商品及びサービスの引換金代金
- G 現金との換金、金融機関への預け入れ
- H 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- I 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- J その他、秋田県が適当と認めないもの

※上記の禁止行為、使用対象にならないものによるクーポンの使用が発覚した場合、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分等の措置を講じることがある。

※クーポンの使用ができないものを独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭への掲示、その他の方法により、利用者が予め認識できるように明示すること。

2 クーポン取扱店の募集

(1) 加盟条件

・秋田県内に事業所を有するもので、2（2）に掲げる登録要件を満たし、2（3）の責務等を果たし、事務局の指示に基づきクーポンを適切に取扱うことができる者。
ただし、次に掲げる者を除く。

- ①「秋田県暴力団排除条例」（平成 23 年秋田県条例第 29 号）を遵守しない者
- ②役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ③暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ④役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦法令に則った営業許可を取得していない者
 - ⑧秋田県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- ・次に掲げる営業を営む店舗でないこと。
- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる営業（同法第 33 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗
 - ② 1（4）に掲げるクーポン利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗
 - ③ その他公序良俗に反した営業等を行っている店舗

（2）登録可能店舗の例

主な登録可能な店舗等は下記の通りとする。

- お土産店 ○飲食店（宿泊施設でのバンケットや宴会での飲食利用登録は除く）
 - コンビニエンスストア・スーパーマーケット ○観光施設等（遊園地、動物園、温泉施設、観光農園、体験型アクティビティ、美術館、博物館等）
 - 遊興関連（スポーツ観戦、劇場、映画館、ネットカフェ等）
 - 交通機関（鉄道、バス、タクシー、海上運送、航空運送、レンタカー等）
 - その他サービス（物流、ドラッグストア、ガソリンスタンド、家電量販店等）
- ※なお、事務局で対象外と判断した施設を除く

（3）新型コロナウイルス感染拡大防止策に係るクーポン取扱店の責務等

クーポン取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた秋田県から依頼する感染防止対策を徹底していること。
- ②各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の徹底を行うこと。
- ③取扱店において従業員に感染者が出た場合や、取扱店を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況を、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- ④③のほか、感染症拡大や災害発生等の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と秋田県が実施する感染症対策・災害対応等の措置に協力すること。

（4）クーポン取扱店舗登録の取消

下記事項が発覚した場合、クーポン取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ①申請内容に虚偽等があった場合
- ②クーポン取扱店舗が本募集要項の規定に違反した場合
- ③クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合
- ④クーポン取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合

(5) 登録申請から登録までの手続き

①登録申請

クーポン取扱店舗となることを希望する者は、本募集要項に同意の上、専用 WEB ページより申請もしくは、必要な書類に必要事項を入力又は記入し、3 の問い合わせ先へ FAX 又はメール又は郵送により申請すること。

②申請期間

一次募集：令和4年12月22日（木）まで

※既にクーポン取扱店舗として登録している場合であっても「電子クーポン利用受入確認書」の送付が必要

二次募集：一次募集締め切り後、随時受付

③登録

登録審査を経て申請内容が2（1）～（3）に記載する条件を満たす場合には、取扱店舗として登録する。取扱店舗マニュアル等の申請書記載住所への発送をもって登録完了とみなす。クーポン取扱店であることが明らかとなるよう、配付物一式の到着日から速やかに利用者が見やすい場所にポスターを掲示すること。

また、登録が認められない場合は、申請書に記載された連絡先に事務局よりその旨、連絡する。

3 問合せ先

「秋田へ Go！」秋田を旅しようキャンペーン事務局 〒010-0921 秋田市大町 3-4-1 N L P 秋田 2 階 TEL：0120-338-881 FAX：018-824-6350 Email：info@aki-tabi.com (開局時間) 9 時 30 分～17 時 30 分 ※土日・祝日は休み

附則

令和4年7月1日 作成

令和4年12月13日 更新